

浅長 初生の議會の閉會と宣告する

午後二時三十分

右ノ義ノ負米と正しくしその目達
まいとと誤するをたんに望見する

初生町議會之議錄

昭和二十三年九月三十日、福生町議会を福生町役場に招集した。

田村政一
森田昆一
井上頼太郎
田村福一
訖樂美知

瀨古清菴
高橋三郎
中野七郎
貫井作
野島 每

村
尾種
告
船
木甚平
並木竹
松
橋本雄一
田
村幾太郎

鮎沢美子
村野盛一
村尾四郎
西村節田
村利一

高橋彦市

二地方自治法第百三条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は左

2
通
り
で
あ
る。

町長 加藤 幸彦
財政課長 大野 忠一
民生課長 橋本 孝彦
秋山 謙一

「本会の書記はたどりである。

書記 貫井忠次 高水求

一 議長(田村利一)九月三十日午後一時三十分開会と宣告する。

一 本日議事日程を報告する。

一日程才一 固定資産評価審査委員会條例改定の件。

一 才二 福生の公益貨屋の設置及管理に關する條例改定の件。

一 才三 警察庁舎を移す附する件。

一 才四 警察用に使する財産讓渡の件。

一 才五 市有建物の無償貸付する件。

一 才六 市立學校々々嘱託の件。

一 議長(田村利一)読会は省略し、概要の説を求めると會議に諮り異議なきと
以て、才七の説を求めらる。

一 才七 議長 固定資産の評価額に對し自分の意に及ばざる場合、この條例によ

り、審査を受けられることになり、その手続及びこれを審査すべき委
員会の構成等規定しある。

一 才八 審査(読泉美知)評価額の公示は、

一 才九 十月一日から公告する。又あるが、都から金に(一)齊でなくともよいとする。かう、十月
には公示し、かつ、いすれ期間を定めて公告する。

一 才十 審査(橋本雄二)一、改正に終るか

一 才十一 長 大体終つてはいる。

一 才十二 西村節 全額の一めぐり時期はいつか、

一 税務課長(大野忠二)税法では三月から四月迄と規定してあり、本案に限り十月十日より

十月十日迄である。

一 才十四 井上頼太郎 評価額は必ず変更するか。

一丁長 毎年である。今が畑は昨年の一五〇倍、田は一〇〇倍、山林三五〇倍、宅地は一五〇倍位である。

一才三番(お野盛二)倍数は限度(はいか)か？

一丁長 都から指示による倍率である。

一才十番(船木甚平)出来得れば個人売却価額を通知して頂きたい。

一丁長 最善の方法で善処する。

一才四番(井上頼太郎)決定後の納期あと二面であるがそのこの主收方法は？

一丁長 二面又は一面増加して納入することにすると思ふ。

一才十番(橋本雄二)家屋の倍率は、

一丁長 は、やはり判らぬが平均九〇パーセント倍率である。

一才一番(田村政二)増税後の納税組合の処理はどうしたうよいか

一丁長 各組合にて自然くやつて頂きたい。

日程第二 福生町の益貨屋の設置及び管理に関する條例設定の件。

(議長(田村利二) 才一讀会を開く旨を告げる。

書記 朗 読

一丁長 貨屋がよくな出来るようになった。その運送管理の方法をこの条例で定めた。これは都から示されたものにより設定したものである。

場所では中通りのお田鶴氏が使用している倉庫を三十万円で譲受けることに決めた。田村マキ氏は向うで責任を以て出て頂き、その他の軒は丁長負担とするが、いりあえず田村幾太郎議員の折骨でなんとか解決して頂き、ことにする。が午の中、厚生委員会が審議して、委員長から説明があると思ふ。

一厚生委員長(田村幾太郎) 都からの融資は壹百万円であり、倉庫は平野仁三郎所有のもので、三十万円で買受けることに決めた。倉に棚がござる。それで二十万位かると

田、四ヶ月間は無利子とするのでそれまでの人件費その他で二千万円位かゝる合計で約七千万円の経費は必要と思ふ。

「オ九番(中野七五郎)」都からの百万円は南東に回し、又別の予算措置はどうか、

「一」 長 都の融資は向に金いす等措置は、個々資産増税の増額と整と各費の削減と生活保の移管で、なんとかすると思ふ。

「オ十番(橋本雄一)」倉庫の西隣に居る者の移転料はどの位か
「一」 長 それはもう決まっています。

「オ十一番(村野盛一)」オ四条の但書の解釋は、

「一」 長 さらに四ヶ月延長出来る意味である

「オ十二番(橋本雄一)」オ條の評価額は、この額に決まっていますか。

「一」 長 いやに決まっています。

「オ十三番(村尾種吉)」オ五條の「い」や「く」と、

「一」 長 不可抗力の場合であつてその他は「で」で支拂

「オ十四番(村尾種吉)」設備は完全にする必要がある

「一」 長 都で認可されれば支えたいと思ふ。

「一」 長 (田村利一)オ四條但書の項の「場合」の次に「さう」と文句を挿入して

決まらうがこれにつき異議がある否かと会議に諮り、全会一致で「き」

原案修正の上決する旨とさせる。

日程第三 警察庁金庫耐の件

「一」 議長(田村利一)オ一談話を開く旨とさせる。

書記 朗読

「一」 長、これは先日の話したものと個別に書いたものとで、この評価額は建物
が約一、二七、八七五円であり、工務局は約六〇、三〇〇円である。

「才五番(村尾種吉)」の評価額はいつか

「町長」今度の個々資産面評価額による。

「議長(田村利一)」本件につき異議があるか否かと会議に諮り、全会一致につき、命を承り決定する旨を告げる。

日程第四、警察糸の用に供する財産譲渡の件、

「議長(田村利一)」本件を議題として才五議會を開く旨を告げる。

書 記 朗 読

「町長」無償譲渡すべき物品をここに列記した。この評価額は合計

一〇三八、〇六九円とす。

「才九番(中野七五郎)」本町の外務事務所は、

「町長」別である。

「才四番(井上頼太郎)」地代等はどうかと云ふ。

「町長」國幣として支拂ふこととする。

「議長(田村利一)」本件につき異議があるか否かと会議に諮り、全会一致につき、命を承り決定する旨を告げる。

日程第五、町有建物の無償貸与に関する件、

「議長(田村利一)」本件を議題として才五議會を開く旨を告げる。

書 記 朗 讀

「町長」内出、他町、下福生、中福生、牛込等の駐在所と無償で國幣として貸すことにつき審議願ひたい。

「才六番(政泉美知)」修繕等の規定は、

「町長」町有である以上当方にて処理することとする。

「才三番(田村節)」使用に供する場合は大改造等の時は必要と交渉する余地あると

思ふ。

「才十番(村尾四郎)家賃と教員住宅の額と並收して収支と一々やたらあつた。
「才十番(井橋泰輔)今迄駐在所の家賃は並收、また又個人の借入して
るものは。

「可長 それは並收しない、個人の借入、それは別な事。

「議長(田村利二)本件について異議があるか否かと會議に諮り、全會一致にき
原案通り決定する旨と生ける。

日程才十番(井橋泰輔)の議案、
日程才十番(井橋泰輔)の議案、

「議長(田村利二)本件を議題として、才十該會を開く旨と生ける。

書記 朗讀

「可長 十月一日より才十小學校を開設、とそれについて校医を池田先
生に、その日の医師会から何が出て、いなくて、ここに提す。

「才一番(田村政二)経費を肉心

「可長 福生病院に勤務してゐる、とあり、現在は診療所を開設してゐる、博士

の肩書きあると思ふ。

「才一番(村野盛二)専門医を嘱託したかどうか。

「可長 診療所ではなく、主として保健指導、これは健康診断であるから、その

必要はないと思ふ。

「議長 本件について異議があるか否かと會議に諮り、全會一致にき、原案通り
決定する旨と生ける。

議事録署名議員送呈

「議長(田村利二)會議録署名議員は三名とし、その送呈は指名推進に

より指名者を議長とする旨と生ける。

「議長(田村利二)異議がないので指名推進によることに決定する旨と生ける。

「議長(田村利二)左の者を指名し、各々に會議に諮り、異議なく決定する。

橋本雄一 井梅泰輔 田村幾太郎

一議長(田村利一) 福生町議会の閉会を宣告する。

午後二時三十分

右会議の顛末を記載しその相違ないことを認めるためにここに署名する

昭和三十一年九月三十日

福生町議会議長

福生町議會議員

橋本雄一

井梅泰輔

田村幾太郎

全 全



此調査の上署名捺印及契印を願致します

十月十九日

福生町議会

鮎沢美代子
村野岳平
妻田謙吉

印

一会議の件は左の通りである。

一特別会計設定につき

二福生町公益質屋運営資金の借入につき

橋本雄一 井梅泰輔 田村幾太郎

議長(田村利一)福生町議会の閉会を宣告する。

午後二時三十分

右会

名する

福生町議会の議録

昭和三十三年十月三日 福生町議会定例会と福生町役場に招集した
出席議員は左の通り

田村政一 石川武雄 井上頼太郎 談泉美知

瀬古清彦 高橋三郎 中野七五郎 貫井伴作

野島敏 村尾種吉 船木甚平 森田幸彦

橋本雄一 井梅泰輔 田村幾太郎 森田誠重

鮎沢美代子 村野喜平 村野盛一 西村 節

田村利一 高橋孝市

会議の件は左の通りである。

一特別会計設置について

二福生町公益質屋運営資金の借入について

三、昭和三十一年度東京都葛飾区福生の特別会計公益質屋歳入歳出予算
四、昭和三十一年度東京都葛飾区村公平委員会歳入歳出予算
五、小學校通学区域の変更について

一議長(田村利)十月三十一日午後三時三十七分開会を宣する

一地方自治法第百三條の規定により、会議の件、の説明のため出席、と求めたものは左
の通りである。

町長 加藤市彦 助役 秋山誠一

總務課長 大野忠一 税務課長 橋本孝彦 民生課長 貫井忠代次

一本会の書記は左の通りである

囑託 高水 求 上野重勝

一議長 午後四時四十五分開議を宣する

一議長 本日の議事日程と報告する

一日程第一 特別会計改定について

二日程第二 福生の公益質屋運営資金の借入について

三日程第三 昭和三十一年度東京都葛飾区福生の特別公益質屋歳入歳出予算

四日程第四 昭和三十一年度葛飾区村公平委員会歳入歳出予算

五日程第五 小學校通学区域の変更について

一議長 才一談会を開く旨を告げる

書記 朗読

一町長 質屋と、公平委員会の会計と特別会計とをいふ。

一才一談(政界美知) 公平委員会の中身は、当然議会で決議したものでないか。

一町長 当然の議会で議決すればよいものである。それは、量に條例で決まてある。

一議長 本件について異議あるか否かを諮り、全会一致につき原案通り決する。

日程第二 福生の公益質屋次員金の借入について

議長 才談会を開く旨を告げる。

書記 朗 読

一 丁 長 借入金百円の利息が五分五厘^俵の還は年次表通りである。

一 才五番(橋本雄二) 借入金ととも増額出来まいか

一 丁 長 教で予算とすれば借入出来るが現在は判りない。但し丁が金融機関より借入するとは出来る。

議長 本件について異議があるか否かと会議に諮り、全会一致につき原案通り決まする旨を告げる。

日程才三 昭和二十一年度東京都立大学特別公益質屋歳入歳出予算案。

議長 才談会を開く旨を告げる。

書記 朗 読

一 丁 長 従来協議会等で決めて頂いたものとここに予算と上掲した。

一 才八番(田村幾太郎) 一般会計より施設費として七百万円支出することは決まっていたが

下屋に人が住んで居るかどうかと思ふが 下屋を現在の住人に無償で提供し

て立退くものとして、その代り管理入居及び修繕と建てるのがよいければ

あと二百万円増額して頂きたいと年次表の中の厚生委員会に於て決まっていた。

一 才九番(中野七五郎) 無償で提供して話合はつかぬ田代に三百万円を拂つたがその話

いは無理と思ふ。

一 才八番(田村幾太郎) 下屋は人々が住んで居ると思ふ。

一 才五番(村野盛一) 最初の文法の時家主との話合なく現状でやったのみ。

一 丁 長 初めは三百万円を買いこいた決まっていたがその内五百万円を田村マキにやり、他の二百万

円は下屋として移転して頂くことになっていた。

一 才五番(設楽美知) 文法は誰がしたか。

一 丁 長 田村幾太郎議長である。